

3. オープンスペースの維持管理及び活用に関する基準

以下に示す維持管理基準等は、前頁まで示した整備基準等に加えて、全てのオープンスペースに適用するものです。

維持管理基準

- ・ 維持管理責任者は、誰もが快適にオープンスペースを利用できる状態を保ってください。
- ・ オープンスペースが継続的に活用されるよう、維持管理計画を作成し、適切な維持管理を行ってください。
- ・ 維持管理の責任者を明記した標示板を設置してください。ただし、他の法令等に基づき設置する標示板等があるときは、他の法令等の規定で併用が禁止されている場合を除き、それらを併用することができます。
- ・ 歩行空間を整備する場合には、冬期間であっても歩行空間としての機能を保つため、ロードヒーティングの敷設又は除雪による管理を行ってください。

協議事項

- ・ 維持管理方法検討の際には、将来的にも質の高いオープンスペースが保全されるよう、工作物や植栽等の維持管理の体制や、将来的な修繕・更新の手法や費用について検討してください。
- ・ 標示板は、第2章の「オープンスペース標示サイン」及び他の法令等に基づき設置するものと併用することができます。
- ・ 工作物や柵・チェーン等の配置による立ち入り制限、駐車場・駐輪場（あらかじめ整備されたものを除く。）としての利用などが行われないようにしてください。
- ・ オープンスペースの開放時間は、終日を原則としますが、屋内に整備する場合や維持管理上やむを得ないと認められる場合には深夜等に閉鎖することができます。
- ・ 椅子や照明器具等の工作物は良好な状態に保ち、破損・紛失した場合は速やかに修理・補完を行ってください。
- ・ 植栽は手入れを適切に行い、豊かなみどりの維持・保全を行ってください。
- ・ 利用されるオープンスペースであることは、良好な維持管理につながります。日常的な利用に留まらず、イベントなど一時的な利用についても積極的に検討しましょう。また、継続的にソフト事業を実施できる体制や仕組みづくりも重要です。
- ・ 一時占用の際に、一般の人の利用を妨げることのないようにしてください。

設計のポイント

◆イベント実施等による活用

オープンスペースの多面的な利用や活用を促す、イベントなどのソフト事業の実施は、オープンスペースの魅力を高めることにつながります。

◆速やかな補修の効果

工作物の破損や落書き、植栽の枯損などを放置することなく、速やかな原状回復を行うことで、更なる質の低下を防ぐことができます。

SAPP_URO

札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL 011-211-2545 FAX 011-218-5113

URL <http://www.city.sapporo.jp/keikaku/kyoten.html>



さっぽろ市
01-B03-16-2086
28-1-163